

岡崎市森林整備計画

計画期間

自 令和3年 4月 1日

至 令和13年3月31日

令和4年3月31日変更

令和6年3月31日変更

愛知県

岡崎市

目 次

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
 - 1 森林整備の現状と課題
 - 2 森林整備の基本方針
 - 3 森林施業の合理化に関する基本方針

- II 森林の整備に関する事項
 - 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
 - 第2 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新に関する事項
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
 - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - 5 その他必要な事項
 - 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
 - 2 保育の種類別の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
 - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
 - 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

- 2 路網設備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 第8 その他必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

変更の理由及び内容

岡崎森林整備計画は、令和3年3月30日に樹立し、令和4年3月31日に変更したところだが、全国森林計画の変更に伴う記載事項の追加があったこと、森林の現状調査等の結果から、次の事項について見直しを行った。

なお、この変更計画書は令和6年4月1日より効力を生ずる。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

3 作業路網の整備に関する事項

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

V その他森林の整備のために必要な事項

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、愛知県のほぼ中央に位置し、三河山地の西端部と三河平野の東端部とが接する地域にあたり、東部には市内最高峰の本宮山があり、北東部には標高 100m～700mの山が連なり、比較的広い緩斜面を持つ丘陵地及び山地を形成している。この山並みからの水は、市内中央部を東西に流れる乙川と西部を縦断する矢作川に合流しており、その支流沿いに耕作地が開け集落が形成されている。

本市の地域森林計画対象森林面積は、22,635.15ha で市域の総面積 38,720ha の 58.5%を占めている。その内天然林面積は 8,910.46ha、人工林面積は 13,288.32ha、その他面積は 436.37ha であり、人工林率は 58.7%である。人工林の齢級別面積をみると 7 齢級以下が 6.3%である。

本市では、主に額田地域において良質の三河材を生産するため、間伐等の森林整備を続けてきた。今後も伐採を主体とした保育管理が必要であるが、後継者不足や林業経営の低迷から不十分なものとなっている。また、その他の地域では、人工林と天然広葉樹林が散在しており、公益的機能の充実が望まれていながら、額田地域と同様に管理は不十分なものとなっている。

住民の森林に対する意識・価値観が多様なものとなっている昨今では、いずれの地域においても、総合計画、土地利用計画、森林整備ビジョンとの整合を図りながら、地域住民と一体になって、森林施業の共同化及び受委託施業の充実により、間伐を始めとした森林整備を積極的に推進する必要がある。

そのため、公共造林事業や平成 21 年度より継続するあいち森と緑づくり事業の人工林整備事業、里山林整備事業等を積極的に活用し、間伐や里山の保全に取り組む必要がある。さらに、間伐を始めとした森林整備から発生する木材利用についても積極的な利用を推進していく必要がある。

また、特用林産物としての生シイタケを主体とするキノコの菌床栽培が盛んであるが、より収益性の高いキノコ生産のために、後継者育成、安定した優良菌床の確保、市場出荷体制並びに産地直売及び直接取引体制の整備が必要となっている。特用林産物の生産、流通、加工、販売等、生産振興等を推進する必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能を、水源涵（かん）養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別し、各機能に応じた望ましい森林資源の姿を次のとおり定める。

ア 水源涵（かん）養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて水の浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で優位性となる樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の考え方及び森林施業の推進方策について、次のように定める。

森林の有する機能	森林整備の考え方及び森林施業の推進方策
水源涵（かん）養機能	主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、可能な限り縮小及び分散を図

	<p>ることとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複相林化など天然力も活用した施業を推進するとともに、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の配置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林指定やその適切な管理を推進することとする。</p>

文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を維持的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の木材を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

尾張西三河流域林業活性化協議会の方針に基づき、中部森林管理局愛知森林管理事務所、県、市、森林組合、森林所有者等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通、加工体制の整備等、長期展望にたった林業諸施策を総合的かつ計画的に実施することとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、下表のとおりとする。

樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
本市全域	40年	45年	40年	40年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(1) 伐採について

主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、20haごとに保残帯を設け、適確な更新を図る。

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとする。

また、集材に当たっては、林地の保全を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により実施するものとする。

(2) 伐採の方法

育成単層林施業については、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、可能な限り1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所分散に配慮する。また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

育成複層林施業については、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案し、

次の項目に留意して行う。

- (a) 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間により実施する。
- (b) 漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。
- (c) 天然更新により行われる場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

天然生林施業については、(b)の留意事項によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、主伐時における伐採・搬出指針の制定について(令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項に留意する。

(3) 主伐の時期

地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮しつつ、伐期の多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採する。

樹種	標準的な施業体系		主伐時期の目安(年)
	生産目標	期待径級(cm)	
スギ	心持ち柱材	18	40
	一般建築材	28	55
	造作, 梁, 桁, 板材	36	70
ヒノキ	心持ち柱材	18	45
	一般建築材	28	65
	造作材	36	80
マツ類	一般材	18	40
	長尺材	28	70
広葉樹	きのこ原木	10	20

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、次表のとおりとする。

人工造林の対象樹種

針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類
広葉樹	クヌギ、コナラ、ウルシ、コウゾ、ミツマタ、ケヤキ 等有用広葉樹

なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は森林課に相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

花粉発生源対策の加速化を図るため、少花粉スギ等の花粉が少ない苗木の選定に努める。

(2) 人工造林の標準的な植栽本数

施業の効率性や自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1 ha 当たりの標準的な植栽本数を次表のとおりとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,500	
	疎仕立て	2,500	
ヒノキ	中仕立て	3,500	
	疎仕立て	2,500	
マツ類	中仕立て	3,000	
広葉樹	密仕立て	4,500	
	中仕立て	3,000	

なお、複層林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

また、上記の標準的な植栽本数によらない場合は、県の林業普及指導員又は森林課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

(3) 人工造林の標準的な方法

施業にかかる標準的な方法は、次表のとおりとする。

区 分	標準的な方法
地拵え	植栽の支障となる樹木及び下草は、全部を伐倒又は刈り払いを行い、また、植栽や保育の支障となる伐倒木及び枝条等が、林地内に残存する場合は、林地内に筋置き等によって整理することを標準とする。 なお、寒風害等の恐れのある箇所については、筋刈りや保護樹の残置等を併用する。
植栽	生産目的に応じて、森林の自然条件に適した健全な苗木を、適期である春又は秋に植え付ける。ただし、コンテナ苗の場合は地域の既往の成績も考慮しながら、上記以外の時期にも植栽できることとする。
獣害対策	地域のニホンジカ等による食害等が確認された場合、又はニホンジカ等の生息密度が高く被害のおそれがある場合は、必要に応じて追加の獣害対策を講じるものとする。

なお、低コスト造林として、1,000～2,000本/haの植栽を行う場合は、獣害対策を講じるとともに、経過を確認しつつ、除伐等必要に応じて保育作業を行うものとする。

(4) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、人工造林によるもので皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種及び完了基準

前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、その対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）及び完了基準は、次表のとおりとする。

天然更新の対象樹種

針葉樹	マツ類
広葉樹	カシ類、ナラ類、ホオノキ、クスノキ、サクラ類、カエデ類、シデ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

天然更新の完了基準

<p>(1) 後継樹は、更新対象樹種のうち、樹高が 0.5m 以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。</p> <p>(2) 更新が完了した状態は、生育しうる最大の立木期待成立本数に 3/10 を乗じた本数が確保されているものとする。</p> <p>(3) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施する。</p>
--

(2) 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について期待成立本数は次表のとおりとし、天然更新を行う際には、その本数に 3/10 を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新するものとする。

樹種	期待成立本数
針葉樹及び広葉樹	10,000 本/ha

※樹高は 30 cm 以上とする

(3) 天然更新の標準的な方法

施業にかかる標準的な方法は、次表のとおりとする。

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、掻き起こし・枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込	天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき等	ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込を行う。

(4) 天然更新の完了基準を満たすべき期間及び確認方法

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、伐採した年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した時点で、2の(1)に定める天然更新の完了基準を満たしていることとし、更新が完了していない場合は、その後2年以内に期待成立本数の3/10以上となるよう植栽するものとする。ただし、電力会社による線下伐採に係る更新については、この限りではない。

天然更新の状況を確認する方法は、以下のとおりとする。

ア 標準地の設定

標準地の面積は、0.01ha程度とする。標準地の箇所は、対象区域が1ha未満の場合は1箇所。1ha以上の場合は、1haにつき1箇所設定する。

イ 調査内容など

標準地の全本数を樹種ごとに確認し、記録する。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

基本的に、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床に更新樹種が存在しない森林

ただし、IVの1保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、次表の人工林とする。

ただし、伐採方法が皆伐でない場合、伐採後の天然更新が確実に見込まれる場合、伐採規模が小面積(1ha未満)の場合等は、この限りでない。

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の造林等の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとする。

なお、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、3,000本/ha以上となる本数を成立させることとする。

5 その他必要な事項

松くい虫被害森林については、早期に人工造林による復旧を図るものとするが、天然更新の活用も図る。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るものとし、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次表を標準とする。

なお、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが認められる範囲内で行うものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢 (年)			標準的な方法
			1回目	2回目	3回目 以降	
スギ	中仕立て	3,500	16	21	26	間伐率は、材積率で概ね35%以内とする。間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。 効率的な作業実施上、必要に応じて列状間伐の実施も考慮することとする。
	疎仕立て	2,500	16	21	26	
ヒノキ	中仕立て	3,500	16	21	26	
	疎仕立て	2,500	16	24	26	

標準伐期齢以上の林齢についても対象とし、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意する。

間伐の実施の時期については、上記の標準的な林齢とするほか、平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は標準伐期齢未満の場合は10年、標準伐期齢以上の場合は15年とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法については、次表のとおりとする。

保育の種類	樹種	実施時期	実施回数	標準的な方法
下刈	スギ ヒノキ	6月から 7月頃を 目安とする。	5回から 7回	植栽木が下草から抜け出る間に行う。なお、地形、傾斜、自然条件等により回数を5回未満にすることも可能。
つる切	スギ ヒノキ	6月から 7月頃を 目安とする。	2回から 4回	下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。
除伐	スギ ヒノキ	6月から 8月頃を 目安とする。	1回から 2回	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。侵入した広葉樹については、土壌の維持や改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なものの保存を考慮する。
枝打ち	スギ ヒノキ	樹木の生長休止期の11月から3月頃とする。	2回から 4回	病虫害の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。

3 その後必要な事項

特になし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵（かん）養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおりとする。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、別表3のとおり伐期の間隔の拡大を図り、伐採に伴って発生する裸地を縮小及び分散するものとする。森林の区域については、別表2のとおりとする。

(2) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおりとする。

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

なお、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。それ以外の森林については択伐以外の複層林施業を推進すべき森林とする。ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる場合には、長伐期施業（主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とする森林施業をいう。以下同じ。）を推進すべき森林とし、主伐の時期を別表4のとおりとする。この場合は伐採に伴って発生する裸地を縮小及び分散するものとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進するものとする。

それぞれの森林の区域については、別表2のとおりとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

別表1のとおりとする。

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的穏やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象にしないよう十分に留意する。

(2) 施業の方法

植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

別表 1

公益的機能別施業森林区域

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源涵(かん)養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別紙のとおり	17,804.84
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4,906.04
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1,461.61
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別紙のとおり	14,775.16
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	該当なし

別表 2

施業方法別森林区域

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵(かん)養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長(主伐の時期を標準伐期齢から10年延長する)	別紙のとおり	17,804.84
土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業(主伐の時期を標準伐期齢の2倍以上とする)	別紙のとおり	6,254.08

別表 3

伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢の下限

樹 種				
スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
50年	55年	50年	50年	30年

別表 4

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

樹 種				
スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
80年	90年	80年	80年	40年

第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者の意向、森林組合等林業事業体の状況、市場の動向等を的確に把握する体制を整備し、相互の情報提供と活用を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者や森林組合等林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を図る。

その際、森林施業の受委託が円滑に進むよう、森林の所有者等の情報整備・提供や森林組合等林業事業体による提案型施業の普及・定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業を促進する。また、経営意欲の低下した森林所有者等の森林について、森林組合等林業事業体による森林の保有・経営の円滑化に努める。特に不在村森林所有者には、相談会の開催等を通じ、施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。特に不在村森林所有者には、相談会の開催等を通じ、施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画における経営の受託にあたっては、森林の育成権が委ねられているものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実施でき

ない場合には、本市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については本市が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業を計画的かつ重点的に行うために、市、森林組合等事業体及び森林所有者等地域が一体的となって推進体制を整備するとともに、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行うなどして、森林施業の共同化を促進する。

また、共同化された森林施業を森林組合等林業事業体に委託することにより、森林組合等林業事業体の執行体制の強化を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業を共同で実施するため、市及び森林組合等林業事業体による普及啓発活動を通じて、森林所有者間の施業実施協定の締結を促進する。

実施地区内での具体的な施業は、森林経営計画により計画的に実施を推進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）全員により、各年度の当初などに年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者などによる実施管理を行うこととし、間伐を中心とした施業は、可能な限り共同で又は意欲ある森林組合等林業事業体などへの共同委託により実施する。

作業路網その他の施設の維持運営は、共同施業実施者の共同により実施する。

共同施業実施者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務などを明らかにする。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐、循環型林業の推進に向けた主伐と植栽、多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、林内路網の根幹をなし、山村地域の道路網を補完する「林道」、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて間伐作業を始めとする森林施業の用に供する「林業専用道」、

間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出を行うため簡易的に作設する「森林作業道」を効果的に配置して路網を形成し、高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

単位：m/ha

区 分	作業システム	路網密度
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上
	架線系作業システム	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60（50）以上
	架線系作業システム	20（15）以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上

注1：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注2：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注3：「急傾斜地」の（）書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域名	面積	開設予定 路線	開設予定 延長	対函番号
該当なし				

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

林道の作設にあたっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、愛知県林業専用道作設指針（平成23年4月1日23森保第207号愛知県農林水産部長通知）等に基づき開設する。

イ 基幹路網の整備計画

開設(新設) 拡張(改良)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画	図面 番号
開設(新設)	古部夏山	3.0km	115ha	○	①
開設(新設)	秦梨	4.7km	61ha		②
開設(新設)	鉢地山綱	4.7km	56ha		③
開設(新設)	熊田別沢	4.0km	31ha		④
開設(新設)	長沢連	0.9km	46ha		⑤
開設(新設)	神田	1.1km	20ha		⑥
開設(新設)	大代滝尻	8.0km	156ha		⑦
開設(新設)	仏松	2.0km	124ha	○	⑧
開設(新設)	中金	0.3km	31ha		⑨
拡張(改良)	中部	3か所	232ha	○	
拡張(改良)	石原河原	5か所	490ha		
拡張(改良)	鹿伏	1か所	176ha	○	
拡張(改良)	滝尻長沢	1か所	80ha	○	
拡張(改良)	巴下	1か所	51ha	○	
拡張(舗装)	中部	2.4km	232ha	○	
拡張(舗装)	滝尻長沢	0.8km	80ha		
拡張(舗装)	長坂上田原坂	1.3km	111ha		
拡張(舗装)	井戸入初石	0.8km	21ha		

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道、森林作業道については、「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)を基本として県で定める森林作業道作設指針に図り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

ア 林業事業体の体質強化

森林組合等林業事業体を育成するため、森林施業の受委託等により地域が一体となって事業量の安定的確保に努めるとともに、雇用の安定化、経営の合理化、多角化、事業の協同化、ICTを活用した生産管理手法の導入などを通じて、経営基盤の強化を長期的展望のもとに推進することにより、経営感覚に優れた林業事業体の育成を図る。

イ 林業従事者の養成・確保

新規参入の促進を図るとともに、雇用管理体制の整備、通年雇用体制の確立、社会保険制度への加入等就労条件の改善、高性能林業機械の導入等による労働強度の軽減を図ることなどにより、雇用の長期化・安定化を進める。また、林業研修等の実施による知識・技術の向上や労働安全衛生の確保、女性等の活躍・定着に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業における安全性の確保、生産性の向上及び生産コストの低減を図るため、次のことを推進する。

- ① 森林組合等林業事業体によるスイングヤーダ、プロセッサ等の高性能林業機械の導入
- ② 搬出間伐を促進するため、フォワーダ等の集材機の導入
- ③ 高性能林業機械のオペレーター育成のため、(公財)愛知県林業振興基金が実施する技術研修会等への積極的参加を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を図る。

作業の種類	現状(参考)	将来
伐倒 造材	チェーンソー プロセッサ スイングヤーダ	チェーンソー プロセッサ スイングヤーダ ハーベスター
地拵 下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成及びかつ生物多様性の保全を図るため、野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次のとおり定める。

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表5のとおり定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣であるニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、地域の実情に応じて防護柵の設置又は維持管理、忌避材の散布、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるもの。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の鳥獣害防止対策を推進する。

なお、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

また、それらの対策は、自動撮影カメラ等によるニホンジカの動向把握や現地調査等の結果を踏まえて、適切な実施に努めることとする。

別表5

対象鳥獣	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	1021～1025、1029、1035、1042～1058、 1060～1083、1086～1092、1095～1106、 1116～1138、1155～1157、1164～1192、 1201、2001～2192	19,674.66

2 その他必要な事項

シカの被害対策の実施状況の確認は、各種会議の場等を通じて情報を収集するとともに、必要に応じて関係行政機関、森林組合等林業事業体及び森林所有者等から報告を求めることや現況調査等により実施状況の把握に努めることとする。

なお、被害対策が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて被害防止に努める。

また、市鳥獣担当課が策定した「第二種特定鳥獣管理実施計画」に基づき行われる各種被害対策の実施に協力する。特に捕獲活動を行う場所や方法の調整に当たっては、市鳥獣担当課や関係行政機関等との連絡調整を適切に行い、連携した被害対策となるよう努めることとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害については、その早期発見及び早期駆除に努めかつ、的確な防除の推進を図るとともに、積極的に予防措置を講ずるものとする。特に、松くい虫の防除については、森林病虫害等防除法に基づき、地上散布、樹幹注入、特別伐倒駆除（破砕又は焼却）等の対策により、被害の拡大防止及び防除に努める。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れについても、被害木の伐倒くん蒸、焼却や薬剤処理等により、被害の拡大防止及び防除に努める。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、森林組合、森林所有者等間の連絡等の体制強化を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1（1）において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、関係行政機関、森林組合等林業事業者及び森林所有者等と協力し、広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

また、強度間伐による下層植生の導入など、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備の推進に努める。

3 林野火災の予防の方法

以下の対策を推進する。

- (1) 林野火災予防思想の普及、啓発
- (2) 林野パトロールの実施
- (3) 路網の整備
- (4) 予防機材等の整備

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する際は、風の強さや周囲の状況等に十分配慮して、延焼のおそれがないようにし、安全確保に努めるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域
特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域は、次表のとおりとする。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)				備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	
八ツ木町 岩津町 真福寺町	1003 は 1004 ろは 1031 ろ 1032 い	77.86				市民の憩いの場としての総合的な森林整備の推進

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による施業(特定広葉樹の育成を行う施業等)の非皆伐施業を原則とする。

なお、望ましい施業の方法、施業を実施する上での留意事項については、次表のとおりとする。

施業の区分	施業の方法
造林	天然更新とする。更新が困難な場合は、広葉樹を植栽する。
保育	下刈り、つる切り、除伐などを適切に実施する。
伐採	非皆伐施業、択伐とする。
その他	他法令により制限を受けている森林については、法令に定める方法による。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備	
保健施設名	整備及び運営に当たっての留意事項
管理施設	適正な管理に必要な施設の設置
キャンプ場	火災の防止に努め、防火施設等の整備をする。

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
広葉樹	15m	

4 その他必要な事項

利用者の安全に配慮するとともに、森林、施設の適正な維持管理に努める。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
細川・奥殿地区	1001～1020	1,015.15
岩津・恵田地区	1021～1039	701.53
常磐・常磐東地区	1040～1067	1,419.26
常磐南地区	1068～1083 1086～1090	847.43
男川地区	1084～1085 1091～1115	880.72
河合地区	1116～1138	1,591.25
竜谷・藤川地区	1139～1157	779.97
山中地区	1158～1160 1165～1177	751.75
本宿・山綱地区	1161～1164 1178～1201	1,337.23
夏山地区	2005～2026	1,532.06

片寄、淡渕、滝尻、鳥川、 細光地区	2027～2046	1,448.99
桜井寺、鹿勝川、牧平、 檜山、下衣文地区	2001～2004 2047～2061	1,057.69
中伊、一色、外山、保久、 富尾地区	2062～2073	999.12
小久田、切山、毛呂、井 沢地区	2074～2097	1,784.94
桜形、鍛埜、南大須、大 高味地区	2098～2119	1,482.96
木下、千万町地区	2120～2132	1,093.85
明見、宮崎地区、石原地 区の一部	2133～2155	1,557.96
東河原、中金地区、石原 地区の一部	2156～2175	1,369.28
雨山、大代地区	2176～2192	983.08

2 生活環境の整備に関する事項

特になし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林は、単に林産物の生産をする場としてだけでなく、森林が持つ公益的機能に鑑み、都市と山村との交流を図るため、環境学習や林業体験等の場として活用することにより、地域活性化を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		（将来）	
	位置	規模	位置	規模
おかざき自然体験の森	八ツ木町	103ha	現状のとおり	
おおだの森	檜山町・夏山町	48ha		
くらがり溪谷	石原町	2ha		
わんパーク	淡渕町	0.1ha		

※ 地域森林計画対象民有林内を指す。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

地域住民の意見やニーズ反映しつつ、協働による森林の整備や林業体験活動を推進する。

また、小中学生等に対する森林環境教育への森林活用を図る。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

上流部の森林は、水源涵養機能の維持増進を図る必要のある森林として位置付けられ、下流域の水資源として活用されていることから、下流域の市民に対しても水資源確保のため森林整備の必要性に対する理解と協力を得るよう努める。

(3) 法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

高齢化や担い手不足等により森林所有者が自らの森林を整備することが困難な森林については、民間活力の導入を始め、緑化活動や森林の整備及び保全を目的とする特定非営利法人等を調査し、森林整備等に対して積極的な参加を促すなど、公益的機能の維持・増進に努めるものとする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理権の設定状況

地 域	面 積	経営管理実施権設定の有無
木下町字寸五郎地区	37.64ha	有
鷗巣町字南原山地区	19.12ha	
上衣文町字下り松地区	33.08ha	有
鳥川町字ホドタ・柏田・カン畑	52.20ha	
石原町字西牧原・牧原口地区	24.60ha	
切山町字木挽沢・大下モ・ハン田・西カイツ・川向・辻向・ウツギ日影地区	45.78ha	有
鳥川町字ホドタ・柏田・カン畑地区	50.02ha	
鍛埜町字南山地区	20.56ha	
中金町字長沢連地区	36.09ha	

(2) 期間内における市森林経営管理事業計画

年 次	作 業 種	面 積
令和3～令和12	間 伐	15.07ha
令和3～令和18	間 伐	19.12ha
令和3～令和18	間 伐	22.44ha
令和3～令和18	間 伐	52.20ha
令和4～令和19	間 伐	24.60ha
令和4～令和19	間 伐	41.69ha
令和5～令和25	間 伐	50.02ha
令和5～令和20	間 伐	20.56ha

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施する。

環境の保全等については、今後とも地域と一体となり推進していく。

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく規制区域の森林の土地においては、適正な制度運用を行う。

市有林の人工林については、森林組合等林業事業体に保育、間伐等を委託して適正に整備保全を進める。また、財産区有林の人工林についても、森林経営計画の樹立に努め、森林組合等林業事業体に保育、間伐等を委託し、適切な施業を実施することとする。

本市においては、「岡崎市公共建築物等の木材利用の促進に関する基本方針」を定め、公共建築物等の木造化等を推進することとする。

法第 10 条の 5 第 10 項（法第 10 条の 6 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市町村森林整備計画並びに縦覧期間中に申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理の結果の公表は、「市町村森林整備計画制度等の運用について（令和 3 年 7 月 25 日付け 3 林野計第 305 号林野庁長官通知。最終改正令和 3 年 9 月 30 日付け 3 林整計第 296 号）」第 1 第 4 項の方法に準じて公衆の縦覧に供することにより行うものとする。

別 紙

水源涵（かん）養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

1101 林班～1109 林班、1116 林班～1201 林班、
2001 林班～2182 林班

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

1001 林班は、1002 林班い～はほと、1003 林班、1004 林班は、1005 林班いは、1008 林班ろ～ち、1009 林班ほ～と、1011 林班ろに、1012 林班は、1013 林班い～は、1014 林班い～に、1015 林班い～は、1016 林班とち、1017 林班ろにとち、1018 林班いはほ、1019 林班いろほ～と、1020 林班いはに、1021 林班い～ほ、1022 林班、1023 林班いは～ほ、1024 林班、1025 林班、1026 林班いは～へ、1027 林班いはにへ、1028 林班いろに、1029 林班い～は、1031 林班いは、1032 林班は、1033 林班いろ、1038 林班ろ、1045 林班いろ、1046 林班いに、1047 林班は～ほ、1048 林班いはと、1049 林班い、1050 林班ろ～へ、1051 林班いろにほ、1052 林班いろにほ、1053 林班いは、1054 林班い～は、1055 林班い～にへ～り、1056 林班いはへ、1057 林班い～へちり、1058 林班いろに、1059 林班ろ～に、1060 林班ろに～る、1061 林班い～はへと、1062 林班いろに～へ、1063 林班いろにほ、1064 林班いはほ、1065 林班ろ、1066 林班ほ、1068 林班ろちり、1069 林班は～へ、1070 林班いろに～へ、1071 林班、1072 林班い～にへと、1073 林班～1075 林班、1076 林班は、1078 林班い～は、1079 林班ろ～ほ、1080 林班～1083 林班、1086 林班は～と、1087 林班いろに～と、1088 林班、1089 林班、1090 林班い～にへと、1091 林班いと、1092 林班ろに、1093 林班、1094 林班いに、1096 林班、1097 林班ろほへ、1098 林班はにへ、1099 林班、1100 林班ろ～り、1101 林班とち、1102 林班、1103 林班、1104 林班ろは、1108 林班い～へ、1114 林班、1115 林班、1118 林班い、1119 班いはほ、1120 林班に、1121 林班い、1122 林班ろ、1123 林班ほへ、1127 林班いは、1132 林班ろ、1140 林班ほ、1141 林班に、1142 林班ろほち、1146 林班いろ、1148 林班は～へ、1149 林班い、1158 林班は、1159 林班ぬ、1170 林班いへ、1172 林班、1174 林班ろ、1176 林班、1177 林班、1178 林班い、1179 林班わ、1180 林班い、1194 林班いろ、

2008 林班よ、2009 林班へ、2010 林班ろは、2016 林班ほ、2017 林班ぬ、2029 林班ろ、2036 林班ろ、2042 林班ろは、2047 林班に、2059 林班ほり～わ、2060 林班と、2062 林班ぬ、2065 林班とね、2066 林班ろれ、2067 林班りぬをれ、2068 林班いろほ～と、2070 林班り、2077 林班ほと、2083 林班い、2084 林班ろ、2090 林班ろち～る、2096 林班いに、2098 林班ろ、2100 林班わ、2101 林班る、2104 林班は、2111 林班へ、2133 林班、2138 林班い、2140 林班ろ、2145 林班ろは、2147 林班、2148 林班はに、2150 林班いは、2153 林班は、

2157 林班、2158 林班ろ、2159 林班、2161 林班は、2162 林班、2166 林班に、2167 林班いにち～ぬ、2168 林班、2170 林班いはへ、2172 林班に、2173 林班ろ、2175 林班ろに、2176 林班は、2177 林班いほ、2178 林班へ、2179 林班ほ、2180 林班いは、2186 林班い、2188 林班は、2189 林班は、2192 林班

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

1003 林班は、1004 林班ろは、1031 林班ろ、1032 林班い、1033 林班い、1139 林班い、1197 林班い、1199 林班～1201 林班、
2086 林班い、2128 林班ろ～り、2129 林班いろに～と、2130 林班い、2148 林班はに、2150 林班はに、2152 林班、2153 林班いろ、2154 林班、2155 林班、2156 林班い、2170 林班に～へ、2171 林班い～は、2179 林班は～へ、2180 林班～2184 林班

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

1001 林班ほ、1002 林班い～にと、1004 林班は、1005 林班、1006 林班は、1008 林班ほ、1009 林班い、1010 林班ろ～にと、1014 林班は、1017 林班と、1019 林班いと、1023 林班ろ、1026 林班はほ、1027 林班ろ、1031 林班ろ、1033 林班いろ、1040 林班い、1041 林班は、1042 林班い、1043 林班はほへ、1044 林班、1045 林班いほ、1046 林班は、1047 林班ろ～ほ、1048 林班と、1049 林班ろ、1053 林班い、1057 林班いはへ、1060 林班いにほち、1061 林班はに、1062 林班い～にへ、1063 林班、1064 林班は、1065 林班は、1066 林班に、1067 林班い、1068 林班ろに、1069 林班に、1070 林班は、1073 林班いろ、1076 林班は、1079 林班ろ、1081 林班いは～ほ、1082 林班い、1083 林班は、1086 林班にへ、1087 林班にと、1088 林班ほ、1089 林班いほ、1091 林班へち、1092 林班はにと、1094 林班ろ、1095 林班はへ、1097 林班いほ、1098 林班いはにへ、1099 林班は、1100 林班ほ～り、1101 林班に～へち、1103 林班は、1104 林班は～ほ、1105 林班へ、1107 林班とち、1108 林班い～ほ、1112 林班に、1114 林班ほ～ぬ、1115 林班、1117 林班ろはと、1118 林班ほ～りるをよ、1119 林班いろに、1120 林班ろはほを、1122 に、1123 林班へ、1124 林班にへ、1126 林班いは～ほ、1128 林班い～は、1129 林班い～はほ～とぬ～た、1130 林班いはほ、1131 林班はに、1132 林班にぬ、1133 林班ろはぬ、1134 林班い～にへ、1135 林班いはにへち、1136 林班はに、1137 林班は～ほ、1138 林班ろには、1139 林班～1141 林班、1142 林班い～ほ、1143 林班いは～へ、1144 林班、1145 林班いろに～と、1146 林班、1147 林班、1152 林班ほへ、1153 林班はほへ、1154 林班ほ～り、1155 林班ろに、1156 林班、1157 林班いち、1158 林班いは～ほ、1159 林班いろにと～る、1160 林班、1161 林班い～へ、1162 林班いほへ、1163 林班ろ～へ、1164 林班いはにとち、1165 林班、1167 林班いにへ、1168 林班い、1169 林班ろ～へ、1170 林班はへ、1171

林班い～は、1173 林班～1175 林班、1178 林班、1179 林班いとを～か、1180 林班いに、1181 林班い～ほと、1182 林班ろは、1183 林班～1186 林班、1187 林班い～は、1189 林班いろ、1190 林班は、1191 林班いはほ、1192 林班いは～と、1193 林班いはぬる、1194 林班、1195 林班いほへ、1196 林班はり、1197 林班～1199 林班、1200 林班ろは、1201 林班

2006 林班い、2007 林班い～はへりぬ、2008 林班いへ～ぬをそつ、2010 林班い、2011 林班～2013 林班、2015 林班いろに、2016 林班いほ、2017 林班ろにちを、2018 林班、2019 林班、2020 林班い、2021 林班ろに、2022 林班い、2023 林班は～へぬ～を、2024 林班、2025 林班ろ、2026 林班、2027 林班い、2028 林班ろ、2029 林班はに、2030 林班、2031 林班、2032 林班ろ、2033 林班ろは、2034 林班いろ、2035 林班ろ～へ、2036 林班～2038 林班、2039 林班い～ほ、2040 林班、2041 林班いはに、2042 林班～2044 林班、2045 林班ろ～に、2046 林班ろ～に、2047 林班はほ、2048 林班、2049 林班い～はほへ、2050 林班、2051 林班、2052 林班いは～へ、2053 林班ろはほ～と、2054 林班い、2055 林班ろにはほ、2056 林班い～は、2057 林班ろ～にと、2058 林班にをた、2059 林班いろちか、2060 林ほ～と、2061 林班はほ、2062 林班はち～ぬかつ、2063 林班ろは～ぬるわよた、2064 林班ろはちむ、2065 林班いはにとりぬわかそつむ、2066 林班いろにへ～ちぬをかれつ、2067 林班はほ～かたそ、2068 林班ろはほ～とぬ、2069 林班、2070 林班い～にへちをわよそ～のや～き、2071 林班い～と、2072 林班、2073 林班、2074 林班い～りる～よ、2075 林班、2076 林班、2077 林班いろにへ～りをわ、2078 林班いろに～へ、2079 林班、2080 林班、2081 林班ろ～り、2082 林班～2090 林班、2091 は～りる、2092 林班、2093 林班、2094 林班ろ～ほと～わ、2095 林班～2099 林班、2100 林班ろ～にへ～りるわ、2101 林班いは～ほと～よ、2102 ろ～ほ、2103 林班いはにへ、2104 林班い～るわ、2105 林班ろほ～と、2106 林班、2107 林班ろはほへ、2108 林班いろにはほ、2109 林班ろ～と、2110 林班いろにはほ、2111 林班いは～へり、2112 林班いろ、2113 林班はへと、2114 林班いほとち、2115 林班にほとちる～わた、2116 林班とりぬわか、2117 林班いろとぬ、2118 林班いは～ほと、2119 林班にぬ、2120 林班～2125 林班、2126 林班いは～へ、2127 林班～2129 林班、2130 林班いは、2131 林班～2136 林班、2137 林班い、2138 林班いろ、2139 林班～2159 林班、2160 林班い～はほ、2161 林班～2165 林班、2166 林班いは～へ、2167 林班～2175 林班、2176 林班いは、2177 林班～2178 林班、2179 林班ろ、2179 林班ほへ、2180 林班～2183 林班、2184 林班い～はほ、2185 林班い～に、2186 林班いろ、2187 林班、2188 林班ろは、2189 林班、2190 林班いろ、2191 林班、2192 林班

伐期の延長を推進すべき森林

1101 林班い～へり、1104 林班いにほ、1105 林班～1107 林班、1108 林班とち、1109 林班は、1116 林班、1117 林班、1118 林班ろ～た、1119 林班ろ～に、1120 林班い～はほ～を、1121 林班ろ～ほ、1122 林班いはに、1123 林班い～に、1124 林班～1126 林班、1127 林班ろ、1128 林班～1131 林班、1132 林班いは～ぬ、1133 林班～1138 林班、1140 林班い～に、1141 林班い～はほ～と、1142 林班いはにへと、1143 林班～1145 林班、1146 林班は～ほ、1147 林班、1148 林班いろ、1149 林班ろは、1150 林班～1157 林班、1158 林班いろに～へ、1158 林班に～へ、1159 林班い～ちる、1160 林班～1169 林班、1170 林班ろ～ほ、1171 林班、1173 林班、1174 林班い、1175 林班、1178 林班ろは、1179 林班い～をか、1180 林班ろ、1181 林班～1193 林班、1194 林班は、1195 林班、1196 林班、1197 林班ろ～に、1198 林班、
2001 林班～2007 林班、2008 林班い～かた～つ、2009 林班い～ほ、2010 林班いに～ぬ、2011 林班～2015 林班、2016 林班い～に、2017 林班い～りる～か、2018 林班～2028 林班、2029 林班いは～ち、2030 林班～2035 林班、2036 林班いは、2037 林班～2041 林班、2042 林班い、2043 林班～2046 林班、2047 林班い～はほ、2048 林班～2058 林班、2059 林班い～にへ～ちかよ、2060 林班、2061 林班、2062 林班い～りる～つ、2063 林班、2064 林班、2065 林班い～へち～つな～く、2066 林班いは～たそつ、2067 林班い～ちるわ～たそつ、2068 林班はにち～る、2069 林班、2070 林班い～ちぬ～き、2071 林班～2076 林班、2077 林班にへち～わ、2078 林班～2082 林班、2083 林班ろは、2084 林班い、2085 林班、2086 林班ろは、2087 林班～2089 林班、2090 林班いは～とを～か、2091 林班～2095 林班、2096 林班ろはほへ、2097 林班、2098 林班いは～ほ、2099 林班、2100 林班い～を、2101 林班い～ぬを～よ 2102 林班、2103 林班、2104 林班いろに～わ、2105 林班～2110 林班、2111 林班い～ほと～り、2112 林班～2127 林班、2128 林班い、2129 林班は、2130 林班ろは～2132 林班、2134 林班～2137 林班、2138 林班ろは、2139 林班、2140 林班い、2141 林班～2144 林班、2145 林班い、2146 林班、2148 林班いろ、2149 林班い、2150 林班ろ、2151 林班、2156 林班ろ、2158 林班い、2160 林班、2161 林班いろに、2163 林班～2165 林班、2166 林班い～はほへ、2167 林班ろはほ～と、2169 林班、2170 林班ろ、2171 林班に、2172 林班い～は、2173 林班いは、2174 林班、2175 林班いはほ、2176 林班いろ、2177 林班ろ～に、2178 林班い～ほ、2179 林班いろ、2185 林班、2186 林班ろは、2187 林班、2188 林班いろ、2189 林班いろ、2190 林班、2191 林班

長伐期施業を推進すべき森林

1001 林班は、1002 林班い～はほと、1003 林班、1004 林班ろは、1005 林班
いは、1008 林班ろ～ち、1009 林班ほ～と、1011 林班ろに、1012 林班は、1013
林班～1015 林班、1016 林班とち、1017 林班ろにとち、1018 林班いはほ、1019
林班いろほ～と、1020 林班いはに、1021 林班、1022 林班、1023 林班いは～
ほ、1024 林班、1025 林班、1026 林班いは～へ、1027 林班いはにへ、1028
林班いろに、1029 林班い～は、1031 林班、1032 林班いは、1033 林班いろ、
1038 林班ろ、1045 林班いろ、1046 林班いに、1047 林班は～ほ、1048 林班
いはと、1049 林班い、1050 林班ろ～へ、1051 林班いろにほ、1052 林班いろ
にほ、1053 林班いは、1054 林班い～は、1055 林班い～にへ～り、1056 林班
いはへ、1057 林班い～へちり、1058 林班いろに、1059 林班ろ～に、1060 林
班ろに～る、1061 林班い～はへと、1062 林班いろに～へ、1063 林班いろに
ほ、1064 林班いはほ、1065 林班ろ、1066 林班ほ、1068 林班ろちり、1069
林班は～へ、1070 林班いろに～へ、1071 林班、1072 林班い～にへと、1073
林班～1075 林班、1076 林班は、1078 林班、1079 林班ろ～ほ、1080 林班～
1083 林班、1086 林班は～と、1087 林班いろに～と、1088 林班、1089 林班、
1090 林班い～にへと、1091 林班いと、1092 林班ろに、1093 林班、1094 林
班いに、1096 林班、1097 林班ろほへ、1098 林班はにへ、1099 林班、1100
林班ろ～り、1101 林班とち、1102 林班、1103 林班、1104 林班ろは、1108
林班い～へ、1114 林班、1115 林班、1118 林班い、1119 林班いはほ、1120 林
班に、1121 林班い、1122 林班ろ、1123 林班ほへ、1127 林班いは、1132 林
班ろ、1139 林班、1140 林班ほ、1141 林班に、1142 林班ろほち、1146 林班
いろ、1148 林班は～へ、1149 林班い、1158 林班は、1159 林班ぬ、1170 林
班いへ、1172 林班、1174 林班ろ、1176 林班、1177 林班、1178 林班い、1179
林班わ、1180 林班い、1194 林班いろ、1197 林班い、1199 林班～1201 林班、
2008 林班よ、2009 林班へ、2010 林班ろは、2016 林班ほ、2017 林班ぬ、2029
林班ろ、2036 林班ろ、2042 林班ろは、2047 林班に、2059 林班ほり～わ、2062
林班ぬ、2065 林班とね、2066 林班ろれ、2067 林班りぬをれ、2068 林班いろ
ほ～と、2070 林班り、2077 林班ほと、2083 林班い、2084 林班ろ、2090 林
班ろち～る、2096 林班いに、2098 林班ろ、2100 林班わ、2101 林班る、2104
林班は、2111 林班へ、2128 林班ろ～り、2129 林班いろに～と、2130 林班い、
2133 林班、2138 林班い、2140 林班ろ、2145 林班ろは、2147 林班、2148 林
班はに、2150 林班いはに、2152 林班～2155 林班、2156 林班い、2157 林班、
2158 林班ろ、2159 林班、2161 林班は、2162 林班、2166 林班に、2167 林班
いにち～ぬ、2168 林班、2170 林班いは～へ、2171 林班い～は、2172 林班に、
2173 林班ろ、2175 林班ろに、2176 林班は、2177 林班いはほ、2178 林班へ、
2179 林班は～へ、2180 林班～2184 林班、2186 林班い、2188 林班は、2189
林班は、2192 林班